

第 5 章 環境基本計画の推進と進捗管理

5-1 推進体制の整備

(1) 下諏訪町環境基本計画推進委員会

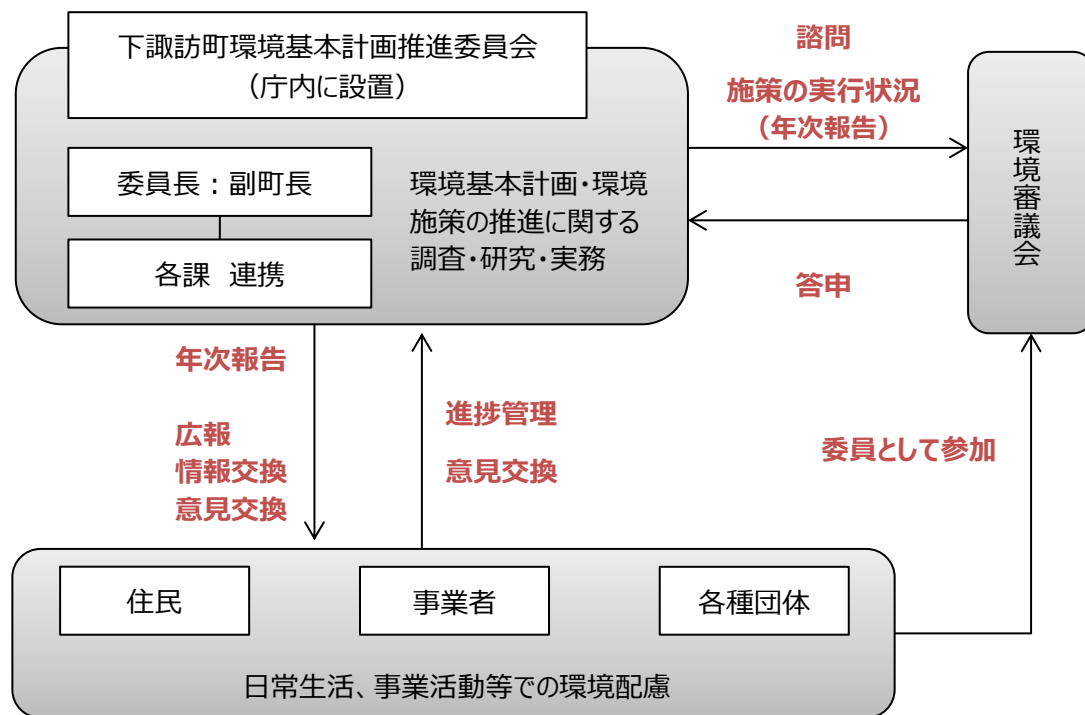
第 3 次計画を推進していくための庁内体制の確立が求められます。

環境施策を総合的かつ計画的に推進する役割を持つ組織として、副町長を委員長とし、各課長により指名された者を委員として構成する「下諏訪町環境基本計画推進委員会」を設置し、各部門の連携を図り、第 3 次計画に関することや環境施策の推進に関し必要な調査、研究及び審議を行います。

(2) 関係機関等との連携

環境施策を推進していく上では、国や長野県、市町村、その他関係機関との連携が必要となる場合があります。そのために、緊密な連携をとり、情報交換を行い、施策の推進を図ります。

特に、諏訪湖及び各河川の水質浄化などは広域的な取り組みが必要であり、関係機関等との連携を密にして行っています。



下諏訪町環境基本計画の推進体制

5 - 2 進捗管理

(1) 環境審議会

第3次計画推進に関する意見を求めるとともに、その意見を施策や事業の推進に反映します。また、毎年環境施策の実施状況の報告や、第3次計画の見直しについて環境審議会に諮ります。

(2) 情報公開と定期報告

第3次計画の進行状況をはじめとする各種の環境関連データ、情報を毎年公開します。また、施策の実施状況をまとめて、環境審議会による審議を経て公表していきます。

